

申請書等の手続案内

申 請 書 類	<p>○自動車保管場所証明申請書 【第1号様式, 第1号の2様式】</p> <p>○保管場所標章交付申請書 【第2号様式, 第2号の2様式】</p>								
根 拠 と な る 条 文	自動車保管場所の確保等に関する法律第4条								
適 用 地 域	<p>平成12年6月1日時点における市及び町の地域</p> <p>※ 下記地域は適用対象外地域のため、申請の必要はありません。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">鹿児島郡</td> <td>三島村, 十島村</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>里町, 上甕町, 下甕町, 鹿島町</td> </tr> <tr> <td>奄美市</td> <td>住用町</td> </tr> <tr> <td>大島郡</td> <td>大和村, 宇検村</td> </tr> </table> </div>	鹿児島郡	三島村, 十島村	薩摩川内市	里町, 上甕町, 下甕町, 鹿島町	奄美市	住用町	大島郡	大和村, 宇検村
鹿児島郡	三島村, 十島村								
薩摩川内市	里町, 上甕町, 下甕町, 鹿島町								
奄美市	住用町								
大島郡	大和村, 宇検村								
受 付 期 間 等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日，年末年始を除く。）</p> <p>受付時間：8時30分から16時30分まで</p>								
受 付 窓 口	<p>保管場所を設けようとする場所を管轄する警察署の交通課又は幹部派出所に確認の上提出してください。</p> <p>※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。</p> <p>※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。</p>								
添 付 書 類	<p>1 保管場所の所在図・配置図 【第3号様式】</p> <p>2 保管場所使用権原書面</p> <p>(1) 自分の土地（建物）を保管場所として使用する場合 保管場所使用権原疎明書面（自認書） 【第4号様式】</p> <p>(2) 他人の土地（建物）を保管場所として使用する場合 （下記ア～ウのいずれか1通で可。）</p> <p>ア 駐車場賃貸契約書の写し</p> <p>イ 駐車料金の領収書等他人から借りていることを疎明する書面</p> <p>ウ 保管場所使用承諾証明書 【第5号様式】</p> <p>(3) 他人と共有している土地（建物）を保管場所として使用する場合 共有者全員の保管場所使用承諾証明書 【第5号様式】</p> <p>※ 審査時、必要があれば疎明資料の提出を求める場合があります。</p> <p>※ 代理人が申請する場合は、申請に関して代理権を確認できる書類（委任状等）の提出が必要です。ただし、行政書士以外の者は報酬を得て、業とすることはできません。</p>								
申 請 手 数 料 (鹿児島県収入証紙)	<p>自動車保管場所証明書交付手数料 2,200円</p> <p>保管場所標章交付手数料 550円</p> <p>※ 証紙は警察署敷地内にある交通安全協会で購入できます。</p>								
備 考 (注意事項等)	<p>○ 申請書等に申請者の押印は不要です。</p> <p>○ 提出書類の記載方法は、「記載例」及び「チェック表」の項目を参考としてください。</p> <p>○ 本県警察が作成した様式以外の様式（他都道府県警察が作成した様式等）であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律及び同施行規則に定められた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、同規則に定められた様式と認められるものであれば、申請に使用することができます。</p> <p>○ 申請には、手数料金額の県収入証紙が必要となります。証紙販売時間については、申請先の警察署等へお尋ねください。</p>								
問 い 合 わ せ 先	<p>鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係</p> <p>電話番号 099-206-0110（内線5172・5173・5178）</p>								